

受理官庁 I S	アイスランド知的所有権庁 (I S I P O)	附属書 C I S
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アイスランド	
国際出願の作成に用いることができる言語	デンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はE P Oオンライン出願又はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁、北欧特許機構 又はスウェーデン知的所有権庁（P R V）	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁、北欧特許機構 又はスウェーデン知的所有権庁（P R V）	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：アイスランド・クローナ（ISK）	
送付手数料	ISK 18,200	
国際出願手数料	ISK 184,200	
30枚を超える1枚ごとの手数料	ISK 2,100	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	ISK 27,700	
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	ISK 41,600	
調査手数料	附属書D（E P）、（S E）又は（X N）参照	
優先権書類の手数料	ISK 4,900	
優先権回復請求手数料 （P C T規則26の2.3(d)）	ISK 43,500	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.3）。国際出願が行われた言語が公開の言語でなく、国際調査のための翻訳文が要求されていない場合（P C T規則12.3(a)）、出願人は当該出願の英語による翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.4(a)）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（P D Fなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2015年12月10日付公示（P C T公報）203頁以降参照。

I S	アイスランド知的所有権庁 (I S I P O) (続き)	I S
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がアイスランドに居住している場合 要，出願人がアイスランドの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域（E E A），欧州自由貿易連合（E F T A）加盟国 若しくはフェロー諸島域内に居住する自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している ⁵	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している ⁵	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時	

⁵ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。